

光市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

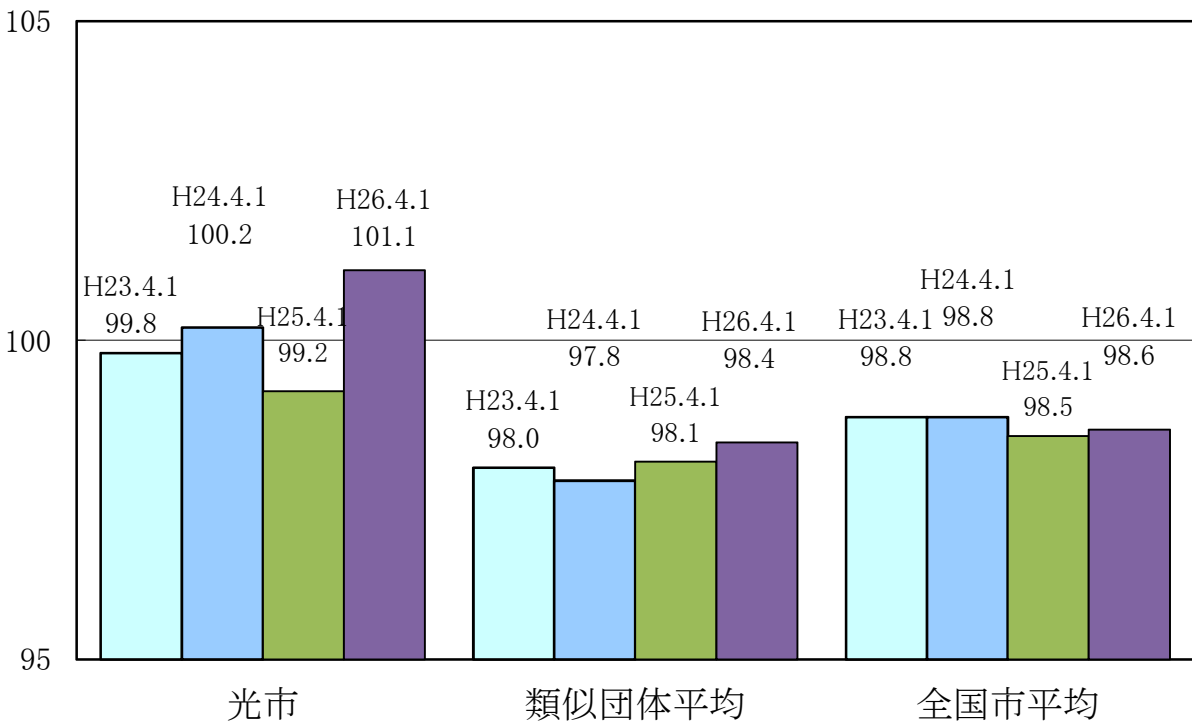
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成25年度	53,515	23,781,663	721,386	3,404,516	14.3	16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成25年度	352	1,472,490	230,272	508,132	2,210,894	6,281	5,700

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

平成26年4月1日のラスパイレス指数が3年前に比べ1ポイント以上上昇しており、100を超えている理由及び改善の見込み

級別の職員構成割合について、4級、5級の割合が高いことが要因と考えられる。
 国や類似団体等を参考としながら、構成割合が適当となるよう制度・運用等の見直しを検討する。

(4) 給与改定の状況

※光市では人事委員会を設置していない。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度 25	円 -	円 -	円 (- %)	% -	% -	% -

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度 25	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国と同様の引下げを行い、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

[未実施]

地域手当の支給対象職員はおらず、見直しを実施していない。

③その他の見直し内容

[未実施]

(6) 特記事項(平成26年4月1日現在)

市長の給料について10%の減額を実施
副市長、教育長の給料について3%の減額を実施
管理職の給料について1.5%の減額を実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
光市	42.4 歳	328,895 円	390,330 円	356,293 円
山口県	43.7 歳	342,400 円	418,565 円	367,461 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	43.1 歳	328,728 円	389,139 円	359,061 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
光市	51.7 歳	5 人	334,380 円	364,051 円	344,780 円	—	—	—	—
山口県	52.0 歳	75 人	318,600 円	350,521 円	329,152 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.2 歳	45 人	305,373 円	337,714 円	319,061 円	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		光市	山口県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	181,000 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	146,300 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	178,500 円	141,900 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,875 円	372,133 円	383,455 円	394,800 円
	高校卒	212,700 円	310,100 円	367,200 円	383,900 円
技能労務職	高校卒	256,600 円	299,200 円	313,200 円	350,500 円

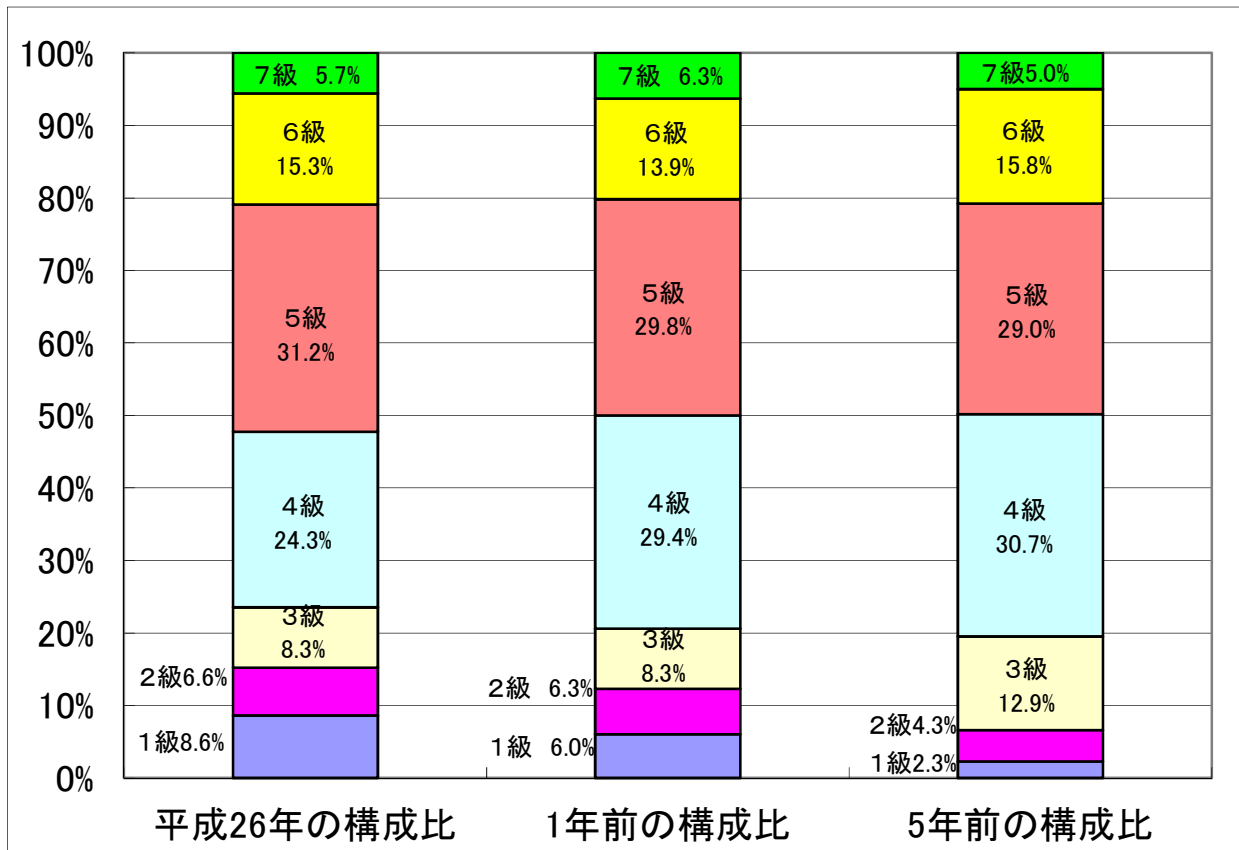
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	困難な業務を所掌する部長の職務及びこれと同程度と認める職務	0人	0.0%
7級	市長事務部局の部長及び部次長、教育委員会事務局の教育次長及び議会事務局の局長の職務並びにこれらと同程度と認める職務	17人	5.7%
6級	市長事務部局の課長、教育委員会事務局の課長、議会事務局の次長、選挙管理委員会事務局の局長、農業委員会事務局の局長、公平委員会事務局の局長及び監査委員事務局の局長の職務並びにこれらと同程度と認める職務	46人	15.3%
5級	市長事務部局、教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局の係長、主任主査の職務並びにこれらと同程度と認める職務	94人	31.2%
4級	主査の職務	73人	24.3%
3級	主任の職務	25人	8.3%
2級	主事、技師及び参事の職務	20人	6.6%
1級	定型的な業務を行う職務並びに主事補及び技師補の職務	26人	8.6%

(注) 1 光市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に9級制から8級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況（平成26年4月1日現在）

職員の昇給は、毎年1月1日を基準として、昇給日前1年間に係る当該職員の勤務成績に基づき、勤務評定により昇給の号給数を決定している。
 なお、平成27年1月1日昇給より、人事評価制度（能力評価）結果に基づき、昇給の号給数を決定することとした。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

光 市		山 口 県		国	
1人当たり平均支給額(平成25年度)		1人当たり平均支給額(平成25年度)		—	
1,334 千円		1,652 千円			
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 なし 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25% 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25% 	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価制度試行中であり、制度を本格導入するまでは、一律で支給する。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

光 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	801 千円	23,915 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 *支給対象職員はおらず、地域手当を支給していない。

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		3,065 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		68,111 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		13.0 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	1 収納対策室収納係職員 2 各徴収担当職員	1 市税の徴収及び滞納処分に従事 2 市営住宅使用料、下水道使用料、介護保険料等の徴収に従事	1 日額 300円 2 日額 300円
行旅病人、死亡人等収容手当	1 福祉総務課職員 2 福祉総務課職員 3 環境事業課、環境政策課職員	1 行旅病人の収容に従事 2 行旅死亡人の収容に従事 3 犬、猫等の死体の処置及び捕獲の補助業務に従事	1 1回につき 1,600円 2 1回につき 4,000円 3 1体につき 500円
防疫手当	感染症防疫作業に従事する職員 (福祉総務課、健康増進課職員等)	感染症防疫作業に従事	1回につき 500円
福祉事務手当	社会福祉主事	福祉(生活保護)に関する現地調査に従事	月額 7,400円
職務手当	1 環境事業課職員 2 深山浄苑職員 3 下水道課職員 4 建築住宅課職員	1 ごみ収集業務に従事 2 し尿処理業務に従事 3 下水道課に勤務する職員で汚水が流入している管渠及び排水設備の調査、検査に従事 4 建築住宅課に勤務する職員で市営住宅の維持補修に従事	1 日額 300円 2 日額 500円 3 日額 300円 4 日額 300円
用地交渉手当	公用地の取得又は損失補償のためその交渉に正規の勤務時間外に従事する職員	公用地の取得又は損失補償のためその交渉に正規の勤務時間外に従事	日額 300円
異常気圧内作業手当	下水道課職員	下水道課に勤務する職員で圧搾空気内で行う作業に従事	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	110,339 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	313 千円
支給実績(平成24年度決算)	108,237 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	308 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人目 配偶者がいる場合 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 2人目以降 6,500円 満16歳に達する年度から満22歳に達する年度までの子に対する加算 (1人につき) 5,000円	同じ		39,513 千円	229,727 円
住居手当	持家 3,000円 借家 上限29,000円(家賃等に応じ)	異なる	借家は上限 27,000円	25,404 千円	113,419 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の相当額 (上限55,000円) 自動車等利用者 3,000円～43,300円 (片道2km以上を距離に応じ17区分)	異なる	自動車等利用者2,000円 ～24,500円 (距離に応じ13区分)	26,920 千円	93,472 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 部長職の職員 46,100円又は44,400円 部次長級の職員 40,200円 課長級の職員 33,500円 課長補佐級の職員 25,200円	異なる	手当額 46,300円 ～ 117,500円	24,918 千円	415,300 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 部長職の職員 8,000円 課長級の職員 6,000円 課長補佐級の職員 4,000円	異なる	組織・官職の違いにより 18,000円～ 6,000円	84 千円	84,000 円
単身赴任手当	赴任によりやむを得ず単身生活をする事となった職員で、赴任前の住居から勤務場所までの距離が一定以上の職員に対して支給 基礎額23,000円に距離に応じ 6,000円～45,000円を加算	同じ		276 千円	276,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 4,200円 (勤務時間が5時間未満の場合は半額)	同じ		実績なし	実績なし

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料 報酬	市長	777,600円 (864,000)円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,012,000円/ 440,000円	
	副市長	685,790円 (707,000)円	832,000円/ 650,000円	
	議長	456,000円	629,000円/ 375,000円	
	副議長	399,000円	575,000円/ 335,000円	
	議員	370,000円	522,000円/ 315,000円	
	期末手当	市長 副市長	(平成25年度支給割合) 3.90 月分	
議長 副議長 議員		(平成25年度支給割合) 2.95 月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	777,600円×在職月数×56.5/100 707,000円×在職月数×36 /100	21,088,512 12,216,960	(任期毎) (任期毎)

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置(市長10%、副市長3%)を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 3 市長の退職手当は、減額措置(10%)後の給料月額を基礎として計算する。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

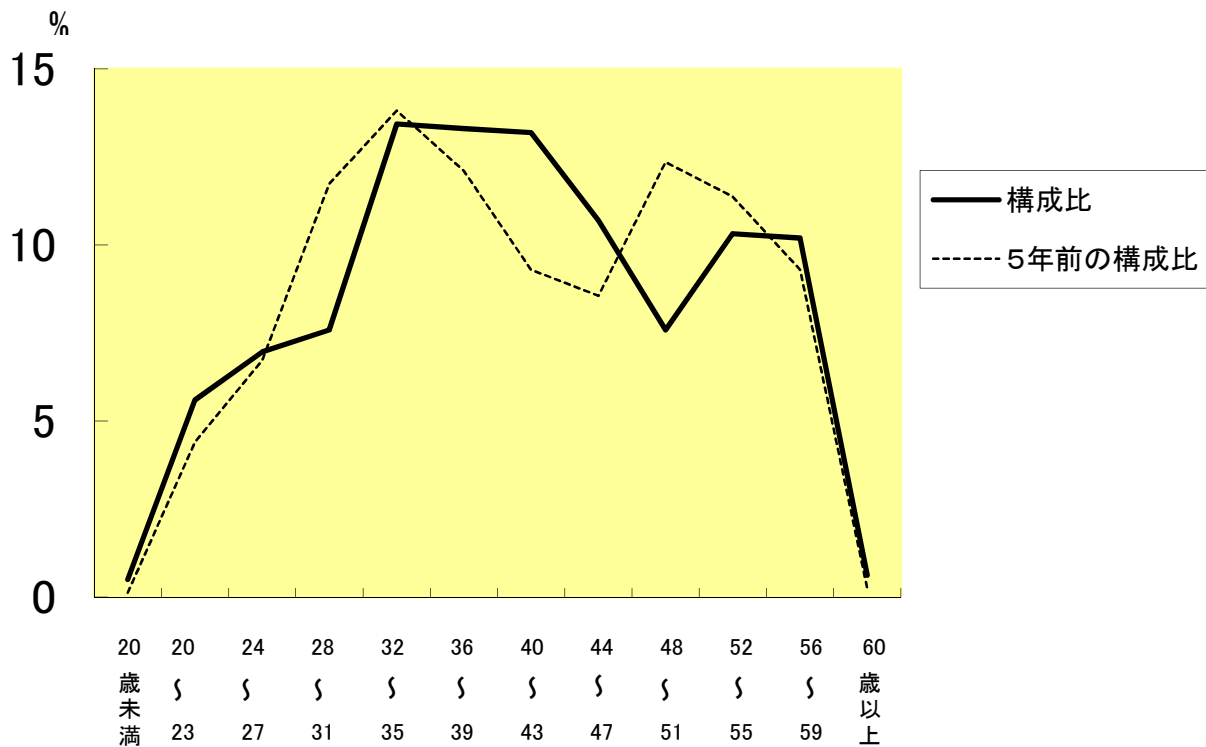
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議 会	5	5	0	
	総 務	92	91	△ 1	一部事務の縮小
	税 務	29	29	0	
	民 生	69	74	5	業務増
	衛 生	44	39	△ 5	一部事業の縮小
	農 林 水 産	26	26	0	
一般行政部門	商 工 木	7	7	0	
	土	40	42	2	業務増
	計	312	313	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.49 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.96 人)
	教育部門	41	37	△ 4	一部事業の縮小
	小 計	353	350	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.40 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.61 人)
	公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	353	357	4
	水 道	34	35	1	業務増
	下 水 道	11	11	0	
	国民健康保険	7	7	0	
	介護保険	18	18	0	
	そ の 他	27	26	△ 1	一部事業の縮小
	小 計	450	454	4	
合 計		803	804	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 150.24 人
		[961]	[961]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	45人	56人	61人	108人	107人	106人	86人	61人	83人	82人	5人	804人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	315	319	315	312	312	313	△2 (△0.6%)
教育	43	41	42	40	41	37	△6 (△14.0%)
警察							
消防							
普通会計計	358	360	357	352	353	350	△8 (△2.2%)
公営企業会計計	460	461	442	440	450	454	△6 (△1.3%)
総合計	818	821	799	792	803	804	△14 (△1.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 25年度	5,501,852	136,193	3,292,019	59.8%	58.1%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成 25年度	344	1,331,325	376,486	464,411	2,172,222	6,315

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,718

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 (平成26年4月1日現在)

病院事業管理者の給料 3%カット

行政職における管理職の給料 1.5%カット

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	医師 46.5 歳	571,287 円	1,422,700 円
	看護師 40.0 歳	285,663 円	432,665 円
	事務職 49.0 歳	358,054 円	525,143 円
団体平均	医師 44.4 歳	560,530 円	1,380,815 円
	看護師 38.7 歳	283,693 円	449,098 円
	事務職 43.3 歳	324,843 円	496,446 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

光市病院事業		光市（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,329 千円		1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,334 千円	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

光市病院事業			光市（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	4,536 千円	22,608 千円	1人当たり平均支給額	801 千円	23,915 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		15,736 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		605,231 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
光市(医師)	10 %	25 人	制度なし %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		156,742 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		512,229 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		78.1 %	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
研究手当	医師	医療に関する研究業務に従事	月額 院長 250,000円 副院長 175,000円 部長 150,000円 医長 125,000円 医員 100,000円
待機手当	医師 医療技術職員 看護師	緊急の用務に応じるための待機	1 日額 医師 2,000円 2 日額 その他 1,000円 3 透析のため待機する医師 日額 8000円
出務手当	医師(管理職) 医療技術職員 看護師	勤務時間外に緊急医療に従事	医師 時間 3,000円 深夜4,000円 医師以外 1回 1,000円 深夜1,200円 医師以外の管理職 1回 1,500円 深夜2,000円
救急処置手当	医師	宿日直勤務中に診療業務に従事	基本1,000円 救急車、入院対応1,000円加算 深夜2,000円加算
夜間看護・介護手当	看護師、介護士	深夜の看護・介護業務に従事	1回 深夜全時間(看護師)6,800円 " (介護士)6,200円 4時間以上(看護師)3,300円 2時間以上(看護師)2,900円 2時間未満(看護師)2,000円
二次救急手当	医師 医療技術職員 看護師 事務職員	二次救急業務に従事	1回 医師 20,000円 看護師 1,000円 医療技術職員 7,200円 事務職員(日直)1,000円 事務職員 7,200円
年末年始手当	全職員	12月29日から1月3日までの間に従事	1回 5時間以上 5,000円 5時間未満 2,500円
救急勤務医手当	医師	休日、夜間の宿日直において救急医療に従事した医師	1回 5時間以上 10,000円 5時間未満 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	58,583 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	207 千円
支給実績(平成24年度決算)	56,126 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	198 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養 手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人目 配偶者がいる場合 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 2人目以降 6,500円 満16歳に達する年度から満22歳に 達する年度までの子に対する加算 (1人につき) 5,000円	同じ		29,328 千円	210,993 円
住居 手当	持家 3,000円 借家 上限29,000円(家賃等に応じ)	同じ		26,462 千円	174,092 円
通勤 手当	交通機関利用者 運賃等の相当額 (上限55,000円) 自動車等利用者 3,000円～43,300円 (片道2km以上を距離に応じ17区分)	同じ		31,845 千円	106,505 円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 (医師) (事務職) 院長 25% 部長職の職員 (8 副院長20% 級) 46,100円 部長 15% 部長職の職員 (7 医長 10% 級) 44,400円 (医療技術職) 部次長職の職員 部長職の職員 40,200円 43,400円 課長級の職員 科長級の職員 33,500円 33,600円 課長補佐級の職員 科長補佐級の職員 25,200円 23,600円 (看護職) 部長職の職員 40,600円 副看護部長、師長職 の職員 31,800円	一部異なる	医師につい ては給料月 額に役職毎 に定めた率を 乗じて支給。 医療技術職 及び看護職 については 支給額が異 なる。	35,771 千円	606,288 円
管理 職員 特別 勤務 手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時 又は緊急の必要により週休日等に勤務し た場合に支給 部長職の職員 8,000円 課長級の職員 6,000円 課長補佐級の職員 4,000円	同じ		0 千円	0 円
单身 赴任 手当	赴任によりやむを得ず单身生活することとな った職員で、赴任前の住居から勤務場所までの 距離が一定以上の職員に対して支給 基礎額23,000円に距離に応じ 6,000円～45,000円を加算	同じ		0 千円	0 円
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 医師職 20,000円 (勤務時間が5H未満半額) 事務職 7,200円 (勤務時間が5H未満半額)	異なる	勤務1回につ き 4,200円 (勤務時間が5 時間未満の場 合は半額)	16,740 千円	760,909 円
初任給 調整手 当	医師で医師免許取得後年数により支給 307,000円から47,500円の範囲で医師免許取 得後の年数に応じ、調整数0.6を乗じて得た 額			46,450 千円	1,786,538 円

(2) 介護老人保健施設事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 25年度	千円 376,820	千円 △ 21,929	千円 227,553	% 60.4	% 58.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 25年度	人 26	千円 89,709	千円 12,865	千円 29,491	千円 132,035	千円 5,078

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 4,836

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 (平成26年4月1日現在)

行政職における管理職の給料 1.5%カット

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
光市(介護老人保健施設事業)	41.2 歳	287,529 円	423,189 円
団 体 平 均	40.8 歳	266,142 円	401,016 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

光市(介護老人保健施設事業)		光 市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成25年度)		1人当たり平均支給額(平成25年度)	
1,043 千円		1,334 千円	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

光市(介護老人保健施設事業)			光市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	3,382 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	801 千円	23,915 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 ※支給していない

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		6,563 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		364,611 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		69.2 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間看護・介護手当	看護師、准看護師、介護士	深夜の看護・介護業務に従事	1回 6,200円
年末年始手当	全職員	12/29～1/3に勤務した者	1回 5時間以上 5,000円 5時間未満 2,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	2,694 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	112 千円
支給実績(平成24年度決算)	2,470 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	103 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養 手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人目 配偶者がいる場合 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 2人目以降 6,500円 満16歳に達する年度から満22歳に 達する年度までの子に対する加算 (1人につき) 5,000円	同じ		1,536 千円	219,429 円
住居 手当	持家 3,000円 借家 上限29,000円(家賃等に応じ)	同じ		840 千円	93,333 円
通勤 手当	交通機関利用者 運賃等の相当額 (上限55,000円) 自動車等利用者 3,000円～43,300円 (片道2km以上を距離に応じ17区分)	同じ		2,015 千円	111,944 円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 (事務職) 課長級の職員 33,500円 課長補佐級の職員 25,200円 (看護職) 部長級の職員 40,600円 副看護部長、師長職の職員 31,800円	一部異なる	看護師職につ いては、支給額 が異なる	753 千円	376,500 円
管理 職員 特別 勤務 手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時 又は緊急の必要により週休日等に勤務し た場合に支給 部長職の職員 8,000円 課長級の職員 6,000円 課長補佐級の職員 4,000円	同じ		0 千円	0 円
单身 赴任 手当	赴任によりやむを得ず单身生活すること なった職員で、赴任前の住居から勤務場所 までの距離が一定以上の職員に対して支給 基礎額23,000円に距離に応じ 6,000円～45,000円を加算	同じ		0 千円	0 円

(3) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 1,435,787	千円 70,652	千円 322,751	% 22.5	% 30.7

資本的収支16,382千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 34	千円 135,638	千円 33,467	千円 51,441	千円 220,546	千円 6,487

(参考)類似団体 一人当たり給与費
千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 (平成26年4月1日現在)
水道事業管理者の給料 3%カット

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
光市水道事業	39.37 歳	339,636 円	547,743 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

光市水道事業		光市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成25年度)		1人当たり平均支給額(平成25年度)	
1,513 千円		1,334 千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

光市水道事業			光市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給)			(退職時特別昇給 1号給		
1人当たり平均支給額		千円	1人当たり平均支給額		801 千円 23,915 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 ※支給していない

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		5,699 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		167,626 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場手当1種	浄水課職員	交替制業務に従事	日額400円
現場手当2種	工務課職員、業務課料金係職員	現場監督及び施設の維持管理並びに滞納整理・停水に従事	日額300円
現場手当3種	浄水課職員	高圧受電施設によるポンプ運転及び劇薬の取り扱いに従事	日額200円
業務手当	水道企業職員	水道企業に従事	月額平均給料の4%以内
職務手当	浄水課水質係職員	周南都市水道水質検査センターに派遣している職員	月額9,000円
非常出務手当	全職員	勤務時間外に緊急のため予告を受けずに従事	1回につき3,000円
年末年始手当	全職員	12月29日～1月3日までの間に従事	1日につき9,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	12,120 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	359 千円
支給実績(平成24年度決算)	16,230 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	451 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 満16歳に達する年度から満22歳に 達する年度までの子に対する加算 (1人につき) 5,000円	同じ		6,475 千円	281,522 円
住居手当	持家 3,000円 借家 上限30,000円(家賃等に応じ)	異なる	借家は上限 29,000円	4,142 千円	118,343 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の相当額 (上限55000円) 自動車等利用者4,200円～26,000円 (片道2km以上を距離に応じ11区分)	異なる	自動車等利用者 3,000円～43,300 円 (片道2km以上を 距離に応じ17区 分)	3,050 千円	87,143 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給 局次長職の職員 給料月額 × 10% 課長級の職員 給料月額 × 8%	異なる		1,901 千円	475,250 円